

第五十一回国会 参議院地方行政委員会會議録第二十号

昭和四十一年四月二十七日(水曜日)

午前十時四十六分開会

委員長の異動

四月二十二日林田正治君委員長辞任につき、その補欠として岸田幸雄君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

四月二十二日

辞任

都 祐一君
北條 尚八君
市川 房枝君

補欠選任

小柳 牧衛君
二宮 文造君
林 塩君

出席者は左のとおり。

委員長

岸田 幸雄君

理事

小林 武治君
沢田 一精君
原田 立君

委員

高橋文五郎君
津島 文治君
天坊 裕彦君
中村喜四郎君
鍋島 直紹君
林 虎雄君
松本 賢一君
林 塩君

国務大臣

自治大臣 永山 忠則君

政府委員

自治政務次官 大西 正男君
自治省財政局長 柴田 護君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 武君

説明員

自治大臣官房参事官 鎌田 要人君

本日の会議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(昭和四十一年度地方財政計画に関する件)

○委員長(岸田幸雄君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

最初に、一言ごあいさつさせていただきます。

私、このたび、はからずも林田先生のお受けて委員長に選任されました。まことに未熟な者でございますので、何かと皆さま方に御迷惑をかけることが多いかと存じます。何とぞ格別の御指導、御協力を得まして、せっかく大過なく相つとめさせていただきますと存じますので、よろしくお引き回しのほどお願いいたします。

○委員長(岸田幸雄君) さて、地方交付税法の一部を改正する法律案、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案、昭和四十一年度地方財政計画に関する件、以上三案件を一括議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
○原田立君 昭和四十一年度地方財政計画を策定するときに、自治省の考え方と大蔵省の考え方が

約一千億ぐらい開きがあつて、その調整が今回つけられたわけでありませうけれども、そういう自治省と大蔵省の案とたいへんな額にわたる開きがあるのです。その最初の予算の獲得のために大きくひつかけて、そうして少しでもとればよいといううな、そんなことは国の当局においてまずあるまいと思ふんですが、自治省の案の基礎になつたところ、それを御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(鎌田要人君) 四十一年度の地方財政対策と申しますか前提となりまして地方財政収支の見通しにつきましては、実は私ども昨年の十月から十一月にかけまして、巷間伝えられておりますところの三千三百六十億という案を作成いたしましたわけでございます。この段階におきましては、国の予算ももちろんまだ確定しておらない段階でございますし、特に国税の減税の規模、あるいは国債の発行の規模、こういったものが未定の状態でございます。その段階におきまして、私ども計画の前提といたしまして、国債の発行を七千億、それから減税の規模を初年度国税二千億、地方税四百億、合計二千四百億、それから国税の自然増収が一千万ある、こういう前提をもちましてその計画を立てたわけでございます。したがしまして、たとへば地方税の収入見込みでございますと、当初七百億とわれわれ考えておりました。あるいはまた、この地方負担で申しますと、公共事業の負担というものが七百億くらいになるのではないだろうか、一般財源ベースでの増加額でございますが、七百億くらいふえるのではないだろうか、こういう前提で計画を立てておたわけでございます。その後、国におきます予算の編成状況、あるいはその前提となります国債の発行規模、減税の規模、こういったものが確定をいたしました。たとへば地方税でございますと千五百億、七百億と見ておりましたものが千五百億

の税収というものが出てまいる。交付税につきましても二百五十七億という数字が確定をしてまいる、あるいはまた地方負担の点におきましても、七百億と見ておりましたものが五百十三億、こういうふうに数字が固まつてまいります段階で、先ほど申しました三千三百六十億という数字が二千四百六十九億、最終的には二千四百六十九億という数字で煮詰まつてまいつた、こういう経緯でございます。

○原田立君 そうすると、一番最初自治省のほうで考えたのは、まだいろいろな歳入の面においてはつきり計算ができないから、大ざっぱなところでやつたんだと、こういうことですね。

○説明員(鎌田要人君) 大ざっぱということになりますと、いささか私ども大ざっぱということではございませんので、その段階において得られます国民経済の見通しからいたしまして税の自然増収の見通し、あるいは国債の発行規模、あるいは減税の規模というものを、その段階で得られる最善を尽くしたデータに基づいてはじいた、こういうふうに御理解いただきたいと存ずる次第でございます。

○原田立君 それはうまく言えばそういうことになるんだけれうと思うのですが、当時の新聞の情報によれば、逐次交渉の経過が載っているわけなんですけれども、自治省が前につくつた案が最も權威あるもので、そうして大蔵省と交渉して予算の關係でこういうふうになつたんだというならば、最初につくつた自治省の案というのが權威あるものという、これは残るわけですね。だけれども、最初には權威あるものというように言っておきながら、おしまひごろになると、いや、大蔵省の言うほうが正しいんだというふうな、そういう報道がなされておつた。それではちよつとかしいんじやないかというふうにぼくは思ふんで

すよ。それでいま言ったように大ざっぱというよりなことを使っているわけなんです。どうですか、それは。

○説明員(鎌田要人君) これは御案内のことと思えますけれども、歳入で大宗を占めております税、地方税の場合でございますと、国税と課税標準を共通にしておりますものがございまして。法人税割、あるいは法人事業税、あるいはまた住民税でございますと、前年の国税の最終の課税所得というものが基礎になつてまいるわけでございます。あるいはまた交付税でございますというところ、これは国税三税の、当時でございますと一九・五％というところで、これも自動的にきまつてまいる。地方歳入の中で大宗を占めますこれらのものが、国税の数字の確定を待つて、それに伴つてきまつてまいる、こういう仕組みに相なつておるわけでございますし、歳出のほうにおきまして、公共事業の負担でございますというところ、大ざっぱに申しまして、国が一〇〇ふえまうときには地方負担が五〇ふえまう。社会保障関係——生活保護費とか児童措置費でございますと、国の予算が一〇〇ふえまう場合には地方負担が三〇ふえまう、こういうメカニズムと申しますか、国と地方との財政の関係におきまして、国のそういったファクターがきまつてまいりますことによりまして、地方財政のファクターというものもきまつてまいる、こういう関係にあるものでございまして、率直に申しまして、やがうちつぽい話になる点は恐縮でございますが、国のほうはなかなか国税の最終の数字を——これはまた国の予算編成の都合もあるわけでございますので、無理は言えないわけでございますけれども、なかなか最終的な数字というものが固まつてまいらない、そういう段階にありますというところ、どうしてもこちらといたしましても推定をある程度立てて計算せざるを得ない、こういう実情にあるわけでございます。

○原田立君 それから地方交付税率ですけれどもね、二九・五％から二・五％ふやして三二％にした、この三二％にしたという基礎ですね、それは

何ですか。

○説明員(鎌田要人君) 前回の委員会においても申したところでございすけれども、この明年度の財源対策といたしましては、いわば予算編成の最終段階におきまして、いわゆる地方債以外の財源といたしまして一千億、それから特別事業債としまして千二百億、これを大筋にして財源措置がきまつたわけでございます。その一千億の中で、交付税の二・五％というのにつきましては、国税の減税によりまして交付税のいわば自動的な減税と申しますか、これが五百八億あるわけでございます。で、国税三税の大体一％と申しますのが二百三十四億でございます、五百八億を二百三十四億で割りかえしますと二・何％ということになるわけでございますので、これを二・五％、切りよく二・五％にした、こういうのがこの決定の経緯でございます。

○原田立君 自治省は最初五・九％引き上げて三・五・四％にしてくれと、そういう要望出ておりますね、それからどこであつたか、ちよつと名前を忘れましたが、地方行政の調査部会なんかだと思ひますが、そこでは三七％以上にしろというような答申をしてゐるわけですか、それが今回二・五％のアップで三二％だけにどまつた、これは答申を尊重してゐないという点にもなるわけですか。じゃ一千億のうち五百八十六億円を手当てするため二・五％の引き上げをやつた、そういうのが、あるいはもつと根本的に二・五％引き上げる、その二・五％に意味があるのか、その点はどうなんですか。

○説明員(鎌田要人君) いまの五・九％から二・五％になるまでの経緯につきましては、いろいろの紆余曲折がございまして、率直に申し上げまして、先ほど申しました地方財源の不足というものにどう対処してゐるか、こういう過程におきまして、当然私も自治省の立場といたしましては、地方財政の現実からいたしまして、安定した固有の恒久財源というものを与えてまいるべきだ、こういう考え方でございしたので、地方交付税率

の引き上げということに最重点を置いてまいつたわけでございます。なお足らざる点につきましては、地方債の増額でございますとか、あるいはたばこ消費税率の引き上げ、こういったことも加へまして、あわせて財源措置の万全を期したわけでございますけれども、率直に申しまして、明年度の国家財政におきまして七千三百億の国債を発行し、初年度におきまして三千億をこえる減税をやる、こういうことも非常な財政状況のもとで行なつておるわけでございますので、国家財政のふところぐあいというものは、やはり地方財政措置を考へる場合には考へてまいらなければならぬと、こういうふうに考へるわけでございます。先ほど申しましたように、千二百億というものが特別事業債、一千億が地方債以外の財源、こういう形で、その中でいまの二・五％相当分と、それからあとは財源の状態が流動的であるわけでございますので、臨時地方特例交付金、こういう形で措置をした、こういう経過でございます。

○原田立君 どうもよくわからないんですが、肝心なところをもう少し答えてもらいたいと思うのですが、二・五％にしたその根拠を——要するに深くが思うに、地方財政に対して非常に財源が不足だから、国において一千億応援しようというふうに、まず大ワタのところは頭をきめておいて、そしてあとで臨時的な措置、それから地方交付税では世論も強いから、二・五％ぐらいいしやうがないからくれやれと、こういうふうな考へ方をしているわけですか。ですから、この二・五％というのはいくら少く内容が深くなければならぬと思うのですよ。

○説明員(鎌田要人君) 二・五％の根拠ということに相なりますと、先ほどお答え申し上げましたように、国税の減税によりまして交付税の当然減でございます、五百八億、国税三税の一％が二百三十四億でございますので、これではじかえしますと二・五％余りになります。それを切りよく二・五％にしたと、こういうことでございます。

○原田立君 だけれども、自治省は最初五・九％要求してゐたんでしょ。あれは二・五％で引き下げてしまつたのですか。だいたい二・五％に自信があるようなそういう御答弁だけれども、これは二・五％というのがそもそもおかしいのじゃないかと、こう思つてゐるのです。それでなければ、最初に自治省で主張した五・九％の根拠が、普通の予算のふんどし合戦みたいなパーセンテージの置き方のように思へる。その点どうですか、そんなことはあるわけがないと思うのですが……。

○政府委員(柴田護君) 先ほど来参事官からお答え申し上げましたのが偽らない正直な話でございます。私も最初五・九％の引き上げを計算いたしました基礎は、従来の見方から言いますならば、国税の減税に伴います部分について、これを税率にはねかえして調整をする。その額は正確に言いますと二・一％であります。それが本来の主張でありますけれども、従来のやり方ならばそうであるが、昭和四十一年度はもつとたいへんなことになるわけでありまして、せめて経常的な経費の増加する部分については、経常的な財源の増加によつてカバーをしたいということを念頭に置いて計算し、諸般の措置を考へてきたわけでございます。その措置というものが、私どもの計算をいたしました限りにおいては、交付税の引き上げもさることながら、なるべくは独立財源でほしい。毎年毎年国税を減税して、その税率を調整するということとを毎年やることは全く愚かなことじゃないか。言うならば、これももし独立財源で与えられておりますならば、さうなよけいなことをしなくても済む。したがつて、独立税源でほしいというのが希望でありました。そのためにいわゆる独立税源というものを強く要請してきたわけですが、結果的にはなかなかそれがうまくいかない。そこで、交付税率の問題に中心が置かれてしまつたのでありますが、結局二千四、五百億の金額が、その間差が歳入再計算、歳出再計算をやつてまいると縮まつてまいる

わけでありす。縮まっていりまし部分につ
きまして措置をどうするということ、なるべく
は独立税源という趣旨で、二百四十億円のものは、
と、あえず臨時特例交付金であるけれども、
将来は独立税源であるたばこ消費税に切りかえる
ということにいたしました。残ったものは、交付
税の引き上げで処置したかったのでございすけ
れども、正直に申し上げてしたかったのでありま
すが、経済が非常に変動いたしておりますので、
二・五％のはね返しじゃなくて、その切り上げ
計算ということになるかもしれないが、それで
二・五％にしよう、あとのものは問題を残そうと
いうことで、この話がついたというのが結果でござ
います。

したがって、自信を持っていてるわけではござい
ませんけれども、いきさつから申し上げますなら
ば、私どもの考えました最初の線どおりにはもち
ろんなってありません。それについては決して満
足いたしてありませんけれども、その交渉の経緯、
国家財政の状況等を考えますならば、やむを得ぬ
のではなからうか。不明確な形ではございすけ
れども、独立税源の充実という形も若干あり、交
付税率の引き上げの問題も最小限度のものはある
程度達成されている。なるほど百七十億円の不明
確な形で残されておりますけれども、これも今日の
経済変動におきましますものでございすので、こ
れはある程度こういった問題は将来に残していし
て、もちろん十分でございせんし、不満でござ
いすけれども、しかし全体を考えますれば、や
むを得ぬのではないかと、このことをおさめ
たという現状でございす。御了解いただきたい
と思ひます。

○原田立君 ほどをおさめたというのですが、あ
とは将来に問題を残したといういまのお話ですけ
れども、地方財政の財源は非常に困窮しているこ
とは御承知のとおりです。なお一そう努力しても
らいたいと思ひます。
それから、たばこのほうの専売益金ですね、こ
れは全体でどのくらいになるのですか。

○政府委員(柴田護君) たばこの消費税と専売益
金とで、たしか三千二百億ばかりと記憶いたして
おります。それで、たばこの消費税といたしまして
は、府県のはたばこ消費税が五百億、それから市
町村のはたばこ消費税が八百億、これで大体一千三
百億くらいになるのではないかと。それでこれを国
と地方のたばこ消費税と含めまして専売益金を国
と地方にバランスさせますと、大体一千五百億弱
のところか、大体半々になる。たばこ消費税の税
率の引き上げの問題がなかなか簡単にいきません
のは、その辺のところか、たばこ専売益金全体と
しての国と地方のバランスをどうするかとい
うところの問題がある、こういうことでござい
ます。

○原田立君 その配分のところを実は聞きたいと
思つたのですがね。いま局長は問題が非常に大き
いというお話です。もちろん問題もあるだろうと
思ふのですが、地方にたばこ消費税で移行するの
と、国に入るののバランスですね、それはいまの
説明のように、地方は千三百億、国のは千五
百億、こういうことですか。

○政府委員(柴田護君) 千八百億、国の場合は千
八百億でございす。

○原田立君 国は千八百億……。

○政府委員(柴田護君) 私が言いましたのは、国、
地方です。合わせて大体三千二百億前後というこ
とを申し上げたのであります。

○原田立君 それでは、今回、臨時地方特例交付金
で二百四十億は、こうやってたばこの消費税に四
十二年度からは移行すると、これは実質税の、税
源の配分、再配分という意味で一歩前進した形だ
らうと思ふのです。それで国のほうがか千八百
億、地方団体のほうがか千三百億、この比率は、こ
れはもつと半々くらいになるか、あるいは地方の
ほうがか六割、国のほうがか四割と、こんなふうにな
つていっていいんじゃないかと、こんなふうにな
つて思ふのです。今回やうなところやうなところ
億円だけが、四十二年度においてたばこ消費税に
移行するようになるという含みださうですけれど

も、それがきまつた経緯ですね、それをちよつと
御説明願ひたいと思ふのです、きまつた経緯。

○政府委員(柴田護君) これは、当初は住民税の
減税に伴ひまするものを所得税源の移譲によつて
処置をしたいというのが、政府、税制調査会にお
きます答申でございまして、私どももいたし
ましてそのような態度をとつてきたわけでござ
います。しかし、諸般の情勢で、これを所得税源
におきます場合には、住民税三百億の減税に対し
て、二百四十億の移譲になる、これは課税技術上
そうなるわけでございす。この部分を所得税源
で運用すること自身について、いろいろ議論がご
ざいました。結果的には、どうも所得税源の移
譲、つまりはつきり申し上げますならば、所得税、
を減税するが、住民税は若干増税になるというこ
とが、政治的観点を加えた判断で適當でないの
じやないかというところに落ちついたのでござい
まして、それならばこれにかわる財源は独立税源で
ほしいということで、たばこ消費税をそれだけ引
き上げてくれというのを要求してきたわけでござ
います。ところが先ほど申し上げましたよう
に、たばこ専売益金の地方移譲につきましては、
だんだん半分の限界に近づきつつある。したがつ
て、大蔵省としては、大蔵省というよりか、むしろ
専売公社でございすが、専売公社において非
常に抵抗がある、それがなかなか大蔵省としてや
りにくいといったような事情もございまして、か
たがた、そういう考え方でございすので、大
蔵省原案が提示されたときには、そういうこ
とは考えに入らずに大蔵省原案が提示されてお
る。でも、もしたばこ消費税ということに立ちま
すならば、予算規模というものを變更しなければ
ならぬ、歳入減になるわけですから、予算規模が
變更になります。それはまあとてもむづかしい、
かんべんしてくれというふうな話があつて、そこ
でまあ特例交付金ということにひとつしてもらえ
ぬか、そのかわり来年はそのたばこ消費税に移行
する、配分方法は、たばこ消費税的な配分方法で
よろしい、したがって実質的にはたばこ消費税な

んだ、しかし形式的には特例交付金だという変則
的な形で話がついたということでございす。
したがって、この御審議願つております法律
案におきまして、第一種特例交付金という特例
交付金でございすけれども、配分方法はたばこ
消費税と同じやり方でありす。それから国税の
計算では特例交付金でございすけれども、そ
の七五％は基準財政収入額に算入することいた
してあります。したがって、全く実質的にはたば
こ消費税を行なつたと同じような形をとつたので
ございす。

それから、そういうような事情でございす
ので、いま千三百億と千八百億でございするか
ら、間差が大体五百億であります。二百四十億も
らいますと大体半分になる。この半分の線を乗り
越えるについては、御主張は全く私も同感でござ
いす。つまり人のものまで取つてやるのだというこ
とになる。自分が使うのだから取るのに張り合ひ
があるであつて、人のものを取るならどうも気が
が抜けるというやうな、これは役人根性かもしれ
ませんけれども、そういう気持ちがかなかなか抜け
ない。そういう意味合ひで、半分の線をさらに越
すということについてはなかなか抵抗がござい
す。しかし、適當な税源がなければ、たばこ消費
税の増徴もやむを得ない。ちやうど国・地方を通
ずる税源再配分の問題もございすので、さ
うな際にもその関係の専門家の御意見を伺いまし
て、御意見のやうな方向をも十分考慮して、独立
税源の増強という方向で努力してまいりたい、か
ように考えるわけでございす。

○原田立君 いまの御説明の中に、専売公社のほ
うで非常な圧力があつたというお話なんですけれ
ども、もう少し詳しい話がありますか、内容……。
○政府委員(柴田護君) それも、いま申し上げま
したのが事のすべてでございまして、別に何ら隠
し立てをいたしてありません。自分が取つたもの
が半分以上地方に行くというところは耐えがたいと
いうだけの話でございす。したがって、なか

かくれないということでありまして、半分でもなかなか抵抗があるのですが、半分くらいはしようがなからうというところで、今回二百四十億の問題も、むしろ大蔵大臣が事務当局を押えつけたというふうなことが——と申しますか、傾きと申しますか、そういう傾向が見受けられたということでございます。

○原田立君 どうもよくわからないのですがね、たばこの事業だつて、これは国家的事業なんですから、これを役所の縄張り争いで、自分の縄張りの中は自分のほうだけでやるなんて、そういう基本的な考え方がおかしいと思うのですよ。それで、いまの御説明だと、大体そういうふうな意味らしいのだけれども、そんなことを考えている長官ですか、総裁ですか、そんな者を罷免するくらいにしなければいけないじゃないですか。それはもうとんでもない考え方だと思ふのですよ。

○政府委員(柴田護君) おっしゃるとおりでございます。いましうけれども、実際問題としてそういう空気があるということを私は申し上げたのでございます。

○原田立君 それは是正しなければいけないことだと思ひますね。

それから、この三十九年度も四十年も四十一年も、経済の推移がなかなか見通しがつかないところだろうと思うのですが、どれを見てもみんな臨時的措施なんですね、その中にありながら、いまのたばこのほうの二百四十億円が、たばこ消費税のほうへ移行になった、あるいは地方交付税が二・五%引き上げられて地方財源の恒久的な財源確保になったと、こういうふうな、ある面ではそれだけでは足りないけれども、喜んでゐるわけですから、それを見てもみんな臨時というのが頭にくついているのですよ。これでは恒久的な対策を講じたのか、あるいは臨時なのか、本質的にどうもちよつとあいまいのように思ふのですよ。臨時のような措置にしかできなかったという経緯ですね、これを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) おっしゃるとおり臨時措置でございます。なぜ臨時になったかというのには、要するにその財政をささえる基盤である経済というものが、どこまでいって底をついたかわからない、底をついてどういふテンコで立ち上がるかわからない、そこが明確でございせんので、まあ臨時の形でもって妥協せざるを得なかつたというところであります。と申し上げますのは、交付税率の引き上げということ、その年度自身におきましてはどうということ、たぶんいふまでもなく、それが将来になりますと、たいへんなことになる。一%の引き上げでも非常に弾性値の強い税種を税源に、もとにいたしておきまうので、たとえ一%でも、これはいまの三十億でも数年後に百億をこえてしまふということがあるわけでございます。したがつて、交付税率の引き上げについて、国庫当局として非常に抵抗を示しますのは、それが一つの大きな原因であります。それは言われてみれば、経済の見通しが立たなければ、ここ数年間の財政収支の見通しも立ちにくいわけでございます。どうしてもとにある経済というものを立ち直らせるということが、何と申しましても先決になる。そうしますと、それまでの間の措置というものは、恒久的なものにする新しい問題が起るだろう、したがつて、その間は暫定措置である程度つなぐ以外にしようがない。毎年、給与改定で交付税特別会計で借り入れをいたしておりますが、そういうような事情が背景にあるわけでございます。やがて経済が立ち直れば、交付税特別会計の収入も上がってくるだろう、そうすれば、その時点において、その制度的な仕組みがいかに悪いかにというのを考えたらいふんじゃないか、まあこういう議論になるうかと思ひます。

地方財政自身の問題といたしましては、そういう問題のほかに、基本的な問題が幾つかございするけれども、何と申しまして、財政をささえるものになります経済が基本でございしますので、この基本の立て直しというものをまずやらなければならぬ。したがつて、それまでの間は、恒久的な問題に非常に影響のある部分については、暫定措置によって措置せざるを得ない、こういうことでございます。

○原田立君 いまの説明ですと、いまこうやってきめても、一%上がつても、もしよくなつた場合に困ると、たいへんな金額の開きが出るという。だから臨時、暫定措置を講じているんだと、こういうふうな御説明なんだけれども、それはよくなつた場合のことが前提になつての局長のお話だろうと思ふんです。だけれども、いまの経済の状態で、数年の間に、はたして局長の言われるようにならぬという見通しがあるのかどうか、これはかなり悲観的な意見が強いと思うんです。となると、いまのような状態がかなり今後も続くんじゃないかと、こう考えるわけなんです、悪い状況が。それで、よいとなつた場合には困るからというふうなことを理由で臨時、暫定的にするという、どうもその道理が通らない。むしろ地方財政、財源の拡充という意味からも、もちろん、われわれ、自治省としても、大蔵省に交渉するときにしつかりやつてゐるだろうとは思ひますけれども、よくならなかつたのは、地方がよくなれば国だってよくなるからつこうな話だと思ふのですよ。むしろ悪い状態のときのことをよく勘案して、最低線のところはしつかりしてやらなきゃいけないと思ふのですよ。それでなければ、臨時ばかりの措置であつたらば、地方団体だって仕事が全然できないうえ、よくなつたからなんというところで、臨時、暫定法的措置をしたのだということが納得いかないのですよ。また、そういうふうな姿勢で、地方財政を国のほうでは考えているとしたら、これは大きな問題だと思ふのですよ。むしろ財源を充実し、十分確保してやる、確保できるような体制にもつとすべきだと、こう思ふのです。

○政府委員(柴田護君) 私の申し上げ方が少し悪くあつたようです。私が申し上げましたのは、この財源措置に關しますいろいろな折衝、その他の経緯を顧みまして、私どもの主張に対する国庫当局の意見というものを両方まじえて勘案いたしますと、いままで申し上げましたような経過になつておりますというところであります。これを経過的に見てまいりますと、昭和三十九年度、四十年年度の二度におきます措置というものは、あまり暫定的なものではないと思ひます。ありましたのは、特別会計の借入れ金だけであつた。これは全く年度の中途で、経済が下降線をたどつておりますときに大きな財政需要が出た、しかたがないので、とりあえず交付税特別会計の借入れ金でまかなつたということでありまして、これは全くほんとうのつなぎの措置であります。

で、昭和四十一年度の措置につきましては、お話のように、暫定的過ぎるじゃないかということ、は、ごもつとでございます。これにつきましては、経済の問題のほかに、非常に不確定な要素がございします。公債を国が発行いたしました、昭和四十二年以降となるかということは、まあ、最近では昭和四十二年以降においても国債を発行していかざるを得ぬだろうというようなことを大蔵大臣もおっしゃつていますが、予算編成の際におきましては、四十二年以降の措置というものは明確じゃなかつた。それから昭和四十二年以降には公債発行の規模をどう考へるか、あるいは公債発行の規模をどう考へるか、ということも明確じゃなかつたのであります。したがつて、昭和四十一年度というところは、地方財政にとつては、国の財政に非常に大きな変動が生じますので、地方財政としては非常に両側面から攻撃を受けたようなかつこうになつて、非常に困つたわけでありまして、それを何とか切り抜ける、その切り抜け方につきまして、でき得べくんば、先生おっしゃいますような恒久措置で切り抜けたというのが私どもの本心であります。したがつて、また予算要求に際しましては、そういう態度をとつてきたわけでありまして、しかし結果的には、昭和四十二年以降におきます国の財政のあり方というものはつきりいたしてございませ

ん。そういう際におきまして、四十一年度の財政を考へます場合に、どうしても暫定的なものにならざるを得なかつた、こういうことでございまして、四十一年度に関する限りは、結果論としてやむを得ないということでございます。

しかし、それじゃ四十一年度以降どうするかとおっしゃいますれば、おっしゃる通りに、お話をしように、その景気は急速に回復しないかも知れません。少なくとも国債発行というものが数年続くだろうということは、現在の時点におきましてはほぼ明らかであります。そうなりますと、やはり公債発行を国が相当額やるのだという前提のもとに、地方財政の仕組みをどう考えるかということ、どうしても考えざるを得ない。少なくとも、国が二、三年そういう方向を続けるというものを明確化してやりますと、地方財政の計画的な運営ができないうことになりまして、昭和四十二年度の財政措置を講じますにあたりましては、そういう措置を明確にしたい、そういう必要があるというふうに考えております。四十一年度におきましては、予算編成の経過等から考えまして、どうもやむを得なかつたのじゃないかというふうに思ふのであります。

○原田立君 産炭地の都市やあるいは農村なんかは、非常に人口が急激に減つて困つておりますが、それで四十年年度の十月一日の国勢調査によつて今いろいろ算定の基礎にしたというお話ですけれども、傾斜配分を行なつて、こういう人口急減都市に対する救済をはかつた、こういうふうな説明されているのですけれども、具体的にどんなふうになつたのでしょうか、内容の点は。

○政府委員(柴田護君) 内容は、具体的にはこれから計数をきめていくわけでございますけれども、考へ方といつたしましては、人口が非常に減りました市町村、主として市町村でございますが、市町村におきましては、基準財政需要額の算定に人口を測定単位に使うのが非常に多いでございます。したがって、人口が減りますと非常に

基準財政需要額が変動する。それがあまり急激に変動いたしますと、基準財政需要額が減りまして交付税額は減る。それは人口の減るに依りて行政が減るわけではございませんので、そこで財政運営は窮屈になるということになりますので、人口の急減団体についてはこれに對して補正をする。人口の急減による財政需要の減を緩和するような措置を講じたいということになるわけでございます。そのやり方は、なま人口だけをつかまえて考えますと、人口が減つてまいりますと、逆に段階補正が上がるわけでございます。したがって人口は減るけれども、段階補正が上がつて、そんなに需要が落ちないという団体もある。

その様相は非常に複雑でございます。そこで段階補正をかけたあと、段階補正後の数値を基礎に置く。その基礎に置いた数値というものが前の場合と変動するわけですが、この変動幅を極力少なく持つていくように補正をしたい、こういう補正係数を新たに設けてそして救済をしたい。ただし、これは激減緩和措置でございますので、この部分に關します限りは全然減らさぬわけにはいかない。そういうことになって、これは漸次に新しい人口に移行するような方向で五、六年かかつて逐次減らしていく。

しかし一方、その見返りと申しますか、逆に弱小団体の基準財政需要額を上げますために単位費用を増額したり、あるいは下の団体に上けい行きますように、諸般の補正係数で下のほうを厚く考へる、こういうことで人口急減に關します部分だけは漸次に影響をならしていくことにしたい。逆に弱小団体には別個の方法で基準財政需要額を上げていくような配分方法を考へる。両方あわせて、そういう弱小団体の財源を手厚くしたい、こう考へておるわけでございます。

○原田立君 その方向は別として、具体的に人口急減市町村ですね、全国でどのくらいのがあつて、何市町村ですね、それをおつかみにあつて、何市町村くらいあつて、それを実際、せいたく言うのではなしに、これだ

けのものはぜひほしいのだという、要するに不足額というのですかね、それは一体どのくらいあつたのか。今回のいま政府のほうでうたつている人口急減都市に對してこういう補正を行なつた、これで一体どのくらいカバーできたのか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(柴田護君) 人口減少団体の数は、市町村合せて二千五百七十五団体、五%未満が六百八十二団体、五%から一〇%までが九百九十九、一〇%以上二〇%未満が七百七十五、二〇%以上三〇%未満が八十六、三〇%ないし五〇%未満が二十七、五〇%以上が六団体、このようになつております。

この人口急減現象による基準財政需要額の減少見込み、つまりなまの人口をそのまま使ひました場合の減少見込み額は、およそ百億程度と推測されます。大体私どもの気持ちでは、この百億ぐらいのものの部分につきましては、九五ないし七%くらいまでは人口急減補正でもってカバーしたい。それからあとものにつけて、弱小団体の推進、財源傾斜配分を合せて、こういうものを強化いたしますことによりまして、さらに八、九十億のものを与えたい。したがって、さらに百億ばかり減ると考へられまふけれども、失礼しました。交付団体分で百億と申し上げましたのは、交付、不交付合せて百億であります。交付団体分が大体九十八億見当と考へられますが、この部分を合せて、交付団体で百五十億くらい与えたい。つまり、九十八億カバーして、なお五、六十億のものを交付団体に与えるような財源の傾斜配分をいたしたい、こう考へておるわけでございます。

○原田立君 それ、資料はもらつていますか。いままで、もしもらつていれば、あと調べてみますけれども、まだもらつてないようでしたら一部もらいたいと思ひます。それから、そのほかいろいろと地方財政計画において、地方債もだいぶ出ていますし、国債等の組合によつて消化率が非常に苦しい状況にある

と、こういうふうにいわれておりますけれども、地方債の消化率ですね。これはどんなふうだったのですか、地方債のほう。

○政府委員(柴田護君) 昭和四十年年度におきまして四百億、年度の途中で一般会計に追加をいたしました。そのうち二百五十億の公債があつたわけでございます。この公債は非常にうまく消化がされたのであります。利率も非常に安く、七分三厘ないし七分五厘くらいの線で大体完全に消化された。これは御承知のように、去年の暮れは非常に景気が沈滞いたしておりました、民間の資金需要がございせんもんですから、地方債が非常にいい投資物件になつた。そこで安い利率でうまく消化されたというのが実情でございます。

本年度は一般会計について七百二十億の公債がございまして、七百二十億というのはかつてない、一般会計の地方債といつたしましてはかつてない額でございます。しかし、これが公共事業の消化促進の裏づけになるわけでございますので、この消化がどうなりますか、実は非常に心配をいたしております。しかし、そういうようなものでございまして、どうしてもこれ消化をさせなければならぬ。そこで、各都道府県ないしはブロック別に、地方債の特に公債の消化を中心にした懇談会を銀行側と地方団体側とを含めてつくりました。その懇談会で、なるべく有利な条件で、しかも完全に消化できるようにいろいろ相談をする。こういう仕組みをとつております。現在のところ、まだ懇談会ができた程度でございます。これから具体的に話が進んでいく。したがって、どうなりますか、いまの段階では何とも判断できかねるわけでございますけれども、この問題につきましては、大蔵省としても非常に心配をしております。銀行側にそれぞれ督促をし、要請もしております。私どももいたしまして、そういう手段で完全に消化ができればよいに努力をいたしていきつてもでございます。問題がこじれたら中央へ持つてこいといふ私は言つておるわけでございますけれども、そういうことで、大体七百

億程度のものは何とかいけるんじゃないかならうかという見通しを現在持っております。

しかし、ただ何うつておけばすべてスムーズに消化できるといったような情勢ではございません。そこは国債も大幅に出ることではございませんし、なかなかこの部分は困難になるかと思ひますけれども、そういう努力を重ねまして、何とか完全に消化する方向に持っていきたい、こういうことで目下努力いたしておる最中でございます。

○原田立君 いまのお話の中で、どうも昭和四十四年度においては何とも判断しかねるというふうなお話もあつたし、また、今後はしっかりと努力するということも話したけれども、その何とも判断しかねるというのは、どうも耳ざわりなことばだと思つてゐる。やはり地方の指導をしていく立場にある自治省としては、じゃあ、その何とも判断しかねるような状態のところはこういうふうな処置を講じていきたいのだという、何か強力なバックアップしていくようなことはお考えですか。

○政府委員(柴田護君) 私は正直に申し上げたわけでございますが、言い方は幾らでもございまして、けれども、正直に申し上げまして、金融情勢がすっかり去年と違ひますので、現段階においてはいよいよおまかせくださいということを言い切るだけの自信はございません。しかし、何とかいたします、こういうことでございまして、そのため手段は、いま申し上げましたような手段をいろいろ講じております。つまり何と申しますか、金融情勢というのは非常にむずかしいものでございまして、景気が少し上向いてくると、逆にこれはむずかしくなってくるのであります。景気は上向いてもらわなければならぬ。景気が上向いてもらひませんと、地方財政の立つ基礎そのものが強くなりませんので、困るわけでございますけれども、景気があまり急激に上向きますと、今度は金融情勢が非常にむずかしくなってくる、こういうことでございまして、なるべく公債も早く割り当てて、早く配分をして、早く消化の話をつけ

てしまいたい、こういうことで、目下鋭意取り組んでおります。

私は率直に、聞かれますれば、何とかいたしますというのを申し上げたいと思ひますけれども、いまの情勢を基礎にして判断しますれば、去年とはすっかり様子が違うということではござい

○原田立君 いまの地方債の問題にしても、あるいは人口急減都市に対する緩和措置にしても、これはやはりかなり大きな政治的課題だと思つてゐる。大臣、四十一年度の説明は、いま十分できておるけれども、将来の見通しですね、これを一体どういふふうに考えておられるのか。

○国務大臣(永山忠則君) 将来はやはり事務配分と補助事業の合理化、調整によりまして、大幅に自主財源を確立する勇断な処置をとつていかなければ、地方自治の本質的な確立、発達を期することはできないと考へておる次第でございまして、皆さん方の御意見を十分尊重して、独立財源の確立に向かいまして努力をいたしたいと考へております。

○林虎雄君 一、二大臣に承りたいと思ひます。私この前二回ほど欠席をしたので、あるいはダブつてゐると思ひますが、これは予算委員会でも大臣に伺つたわけですが、例の特別事業債、これについては、投資的経費にかかる基準財政需要額をかなりこのほうに追ひ込んだという傾向もあるもので、当然交付税が少なかつたために特別事業債というふうなものも考へられたと思ひますが、これも先ほど原田委員から言われたように臨時、特別というふうな形ですけれども、おそらく四十二年以降も国債発行と関連してやはり発行せざるを得ないというふうな状態に思ひますが、これについての元利償還について予算委員会でも承つたんですが、自治大臣もまた大蔵大臣も、善処したいという含みのある答弁を伺つておりましたが、この元利償還について国が措置するということに対しては、まだ具体的に大蔵省の折衝とか見通しとかいうようなものはついておるんですか、

あるいは見通しについておわかりの点があつたら聞かしていただきたい。

○国務大臣(永山忠則君) 地方財源を圧迫しないような財政的処置をやるということについては、大蔵大臣も皆さんの前に審議を通じて申しておりますとおりでございしますが、その方法については、元利補給をするという方法でございますが、その他の方法でございますか、また具体的に話が進んでおる方法でございますか、まだ具体的に話が進んでおる方法でございますか、四十二年の予算編成を契機として、必ず具体的処置を確立をいたして、地方財政の圧迫にならぬような処置を講じたいと考へておる次第でございします。

○林虎雄君 そうすれば大臣、いづれにしてもこの問題については政府においても関心を持って積極的に解決したい、国の措置をする方向で解決したいという、そういう積極的な意図を持っておられるというふうな理解してよろしいわけではござい

○国務大臣(永山忠則君) そのとおりでございします。

○林虎雄君 もう一点承りたいのでありますが、例の超過負担の解消についてであります。自治省も新年度に對しましてはかなり積極的に各省と折衝をされた結果であろうと思ひますが、ともかく四十二年度では二百五十億というものが、単価の引き上げその他によつて解消したといわれておりますが、お聞きする前にちよつと事務的に聞きたいことは、自治省は二百五十億といひ、大蔵省は三百三十一億といひておるんですが、この見解の相違はどこにあるんですか、局長。

○政府委員(柴田護君) これは私も表向き三百三十億、実質二百五十億と、こう申し上げておるわけでございます。表向きと実質とどこが違うかということでございますが、それは当然増みないものが計算の中に入つてきておる。つまり昇給に伴いますものでございまして、あるいは給与改定に伴いますものであるといふようなものが、大蔵省のいう三百三十億の中に入り込んでおる。そういったものを除きますと二百五十億

になるというのが私どもの見解でございします。これは大蔵省でも話つておる。

それでどういったものをどこまで当然増と見るかというところに若干問題がある、こういうことであらうかと思ひます。

○林虎雄君 二百五十億の超過負担解消という措置は、新たな積極性をあらわしたわけですが、これも、これについては、たとえば、学校の建築に対する単価の是正、あるいは医師の給与等の単価の是正、その他是正を行つておられますけれども、各省別の具体的な数字というものが、いまお聞きしないのでありますが、あらうと思ひます。その解消の数字を各省別に示していただきたいと思ひます。

少し私調べたところによりますと、非常に比較的積極的に自治省の方針に對して協力している省もあり、まあそれほどない省もあるような感じがいたしました。ですから、まあ協力、非協力と言つては少し言い過ぎかもしれませんが、各省別に自治省の主張しております額と、それに対して協力したと言ひますか、解決した額との比較というものが、適當な機会であつたら、いたしたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) 具体的には後ほど資料を提出いたしまして報告をするようにさせていただきますと思ひますが、若干ここであらまし申し上げますと、厚生省関係の保健所が十九億、約二十億でございします。それから同じく厚生省の国保の保健婦——これは振りかえて減つております。厚生省関係は保健所だけでございします。それから農林省関係では農業改良普及員が八億、それから生活改良普及員が、これが一億八千万です。

○林虎雄君 こまかいのはあとでつけようです。○政府委員(柴田護君) それから労働省の職業訓練関係が六億九千万、統計委託関係が五億、それから文部省関係が教材関係が約九億、それから学校給食関係が一億四千万、文教の施設整備が約五十億、そういうところがおもなものでござい

ます。それから建設省の公営住宅が六十一億、それ

から厚生省関係の国保の事務費が二十九億、年金事務費が九億、警察の施設関係費が約四億、三億八千万、消防関係が二億七千万、学校給食の設備が一億四千五百万、その程度のものであらましてございませう。

○林虎雄君 いまの点ですね。四十年間で大体自治省の推定が千二百七十三億ぐらいの超過負担の額とかいふふうに言われておりますが、二百五十億を見たことは一つの進歩であつたのでありますけれども、四分の一程度と見てよろしいと思ひます。したがって、四分の三は当然国が負担しなければならぬのを地方が負担せられておるといふことになつておるのであります。これに對して本省と地方の見方の違いもあるようですね。たとえば学校の建築にしても、単価にしてもいろいろの見方も違いがあるし、見解の違いも若干あると思ひますが、とにかく千億からの超過負担があるというのに対して、二百五十億措置されたということでありまして、そういうことになりまして、いまお答えになりましたのは厚生省、農林省、その他文部省等でやられておりますけれども、自治省が、厚生省においてはこの程度の超過負担がある、それに対して厚生省ほどの程度の措置をしたという、そういう比較表を他日示していただきたいと思ひます。

なお、それについて自治省の主張しておりますものに対して、ある程度協力した省もありまして、全然これに対して協力しないというような省がありますか、どうですか、全部一応、額の多少にかかわらず、措置されたわけでありまして、その点ひとつ。

○政府委員(柴田護君) これは省別の統計は実はとっておりませんので、後日になつて整理すればすぐできますから、後日お届けいたします。

この超過負担につきましては、省別というよりかむしろ課別と申したほうがいいと思ひます。課によりましては積極的に賛同してくれるものもございませうし、課によりましては旧態依然というところもあるわけでございます。私も、この超

過負担の計算をいたしました場合には、ある程度補助、負担金をひくくつて計算をいたしてありますけれども、やはりいろいろ総合的に考へてまいりますと、地方財政法でいう負担金に属する部分、この部分につきましては、これを補助金に切りかえるか切りかえぬかという問題は別にいたしまして、本来負担金であるべきだと考へられるものにつきましては、やはり超過負担というものはあるべきではない、したがって、これにつきましては、やはり今後とも超過負担の解消という方向で極力努力をする、こういうつもりでございます。

それから一般の補助金のものにつきましては、超過負担というものをどう考へるかという問題が一つございまして、本来言へばこういう補助金みたいなものについては、地方財政法に言う補助金に属するものについては、むしろ一般財源への振りかえなり、あるいは補助金の総合化というふうな、つまりメニュー方式の補助金と申しますか、こういうものに切りかえていくほうが望ましいのではないかと、こういうふうに考へておりますので、むしろその方法としては、超過負担の解消という立場から言うならば、別のほうに切りかえていくべきものじやなからうか、こういう感じを持っております。

○林虎雄君 なお今後、一部解消といひますが、三分の一ないし四分の一の解消を見たわけですが、けれども、あとに對してしましてもさらに今後努力されたいと思ひますが、すつきりさせるために努力はしていただけると考へていいわけですか。

○政府委員(柴田護君) そういうつもりで努力をいたします。

○林虎雄君 大臣に希望しておきますけれども、超過負担の解消については、かなり前から多年にわたる懸案といひますか、地方団体の声であつたのであります。しかし、歴代の大任も承知はされておりましたけれども、なかなか手を染めて具体化され得なかつたわけですが、本年度は永山自治大臣になつて初めて一歩前進した形になつて、非常にこれはけっこうだと思ひますが、さらに卒頭

一步を進めて、こうした超過負担なるものが、地方財政が困つておるのに、国の負担すべきものを地方へ押しつけておるといふような、こうした矛盾したもの、できるだけすみやかに解消するよう御努力をお願いいたしたいことを希望を申し上げておきます。

○国務大臣(永山忠則君) 皆さん方の力強い御支援をいただきましたので、閣議におきましても、しばしば各関係省が協力するように強く要望をいたしてきたのでございませうが、なお十分でございませうので、将来はこれが完全解消に向ひまして一段と努力を続けたいと思ひます。

○委員長(岸田幸雄君) ほか御質疑ありませんか。――別に御発言もなければ、両案に對する質疑は終了したものと認めます。

これより両案を一括して討論を行ないます。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○松本賢一君 私は、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の二法案について、日本社会党を代表して、反対の意見を簡単に申し述べたいと思ひます。

この法案を見て感じますことは、経済の不況の上に、政府の減税と公債発行という政策が、地方財政の上に大きな影響があるものを、全く場当たり的な臨時措置によつてつじつまを合わせようとしたものだといふことであります。交付税率のわずかに二・五%の引き上げといひ、臨時地方特例交付金の創設といひ、千二百億円の特別事業債の増発といひ、あるいは超過負担の解消不十分といひ、すべてつじつまを合わせようとして十分に合っていないという感じがいたします。これでは、今後物価の上昇等を考へ合わせますと、地方財政は大きな危機を招くおそれもあるわけでございます。

私は、このような理由からこの両法案に反対せざるを得ません。と同時に、政府は早急に地方財政に對する根本対策を検討し、地方自治に對し十

分な自主財源を与へ、不足する団体に對しては交付税を大幅に増加する一方、補助金の根本的改革を行なうなど、新しい角度から地方財政の確立をはかり、いわゆる三割自治というようになことを解消して、憲法にうたわれております地方自治の本旨に沿うよう特段の努力を払われまことを要望して討論をいたします。

○原田立君 私は、今回政府より提案された地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案について、公明党を代表して、反対討論を行ないます。

昭和四十年末は赤字財政の様相を呈して、八百五十億円の地方債の発行を含む補正予算を組み、やつと切り抜けた現状であります。四十一年度地方財政は四十年末とは根本的に異なり、国においても国債発行による財政政策の転換、あるいは地方財政も地方債依存財政へと転換し、質的に低下するやうな状況であります。ゆゑに、国、地方を通じて借金財政に転落している姿であり、このことは、将来を考へると憂へざるを得ません。

今回地方交付税を二・五%引き上げたり、あるいはまた、そのほか臨時地方特例交付金あるいは特別事業債の発行等、すべて臨時措置ばかりであります。これでは地方財政の恒久的な措置と言ふわけにはまいりません。今後地方財政の緊迫化している今日、政府においても、あたふた地方財政に對するきめのかまかい政治をやることを強く要望するものであります。私は今回の提案された措置については、まだまだ不十分であつて、もっと改革すべきことがあることを主張いたします。

○委員長(岸田幸雄君) ほか御意見がないようでございますので、両案に對する討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

地方交付税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。(賛成者挙手)

○委員長(岸田幸雄君) 多数であります。よつて本案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 多数であります。よつて本案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、沢田君から、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案に対し、各派共同提出にかかる附帯決議案が提出されております。

沢田君の説明を求めます。

○沢田一精君 私、この際、ただいま可決されました昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案について、地方財政の窮乏した現状にかんがみ、各派共同による附帯決議案を提出したいと存じます。

各位のお手元にお届けしてございます附帯決議案を朗読いたします。

政府は、地方財政の窮乏せる現況にかんがみ、特に左の諸点について遺憾なきを期すべきである。

一、昭和四十二年以降の地方財政対策については、国・地方団体間の財源配分等について検討を加え、自主財源の強化による恒久対策を講ずるよう努めること。

一、特別事業債に振り替えられた公共事業費等の地方負担分に係る元利償還金については、国の責任において措置すること。

一、都市、特に指定都市の増高せる財政需要等に対処するため、税源の充実等による財源の確保について特段の措置を講ずること。

右決議する。

当面する地方財政は、地方住民の税負担の軽減、合理化の要請にこたえとともに、他面において公共投資の拡大、社会保障の拡充等によ

り、地方事業の著しい増加に対処しなければならぬのでありまして、今後さらに税財源の再配分等の恒久対策を講ずる必要等がございます。

これが本附帯決議案を提出いたしました理由であります。何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(岸田幸雄君) ただいまの沢田君の提案になつた附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸田幸雄君) 全会一致であります。よつて本附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対しまして、永山自治大臣より、発言を求められております。永山自治大臣。

○国務大臣(永山忠則君) ただいまの附帯決議につきましましては、御趣旨を尊重して善処いたします。

○委員長(岸田幸雄君) なお、両案の審査報告書につきましましては、先例によりまして、委員長に御一任を願います。

それでは、次回は五月十日午前十時開会の予定でございます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月十二日)

一、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

第十六号中正誤

ペジ 段 行

誤

こと

正

ハ 一 から

六

もと